

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に関するコメント

平成 21 年 7 月 29 日
あずさ監査法人

平成 21 年 5 月 29 日付で公表されました「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

【論点 1】金融商品会計の範囲**[論点 1-1] 金融商品の定義等について**

(1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

金融商品の定義や金融商品会計の範囲については、建付けは、IFRSsと異なるものの、取扱われる範囲については、ほぼ同様であると思われることから、今後の国際的な動向に応じて検討するという今後の方向性については同意する。

[論点 1-2] デリバティブの定義について

(2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

デリバティブの定義や特徴については、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とするという今後の方向性に同意する。ただし、新株予約権については、現行の日本基準では有価証券として取扱われていることから、これをデリバティブと捉えることにより会計処理に影響が生じることになると考えられるため、今後の議論の中で整理が必要と考えられる。

なお、純額決済の要件については、非上場株式を購入するオプション契約などは、純額決済の要件を求めない場合、デリバティブとして取り扱われることとなり、また、実務上純額決済性の要件を満たさないという解釈のもと、デリバティブ扱いされていない一部の商品もあるため、純額決済性の要件の見直しは、実質的な影響を与えることになると考えられることから、今後の議論の中で取上げていただきたい。

【論点 2】金融商品の測定**[論点 2-1] 測定区分の見直し**

(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

【回答】

現行の日本基準のとおり、投資の性質に基づき、事業投資と金融投資に投資を区分し、公正価値評価の差額を損益に含めるかどうかを区分する考え方を維持した上で、保有目的(経営者の意図)と金融商品の属性に基づき測定区分を決定し、測定方法を定めることが財務諸表の有用性の観点から望ましいと考えられる。

ただし、商品種類が異なっても経済的実態は同一の商品(例えば私募債と貸付金など)について、異なる会計処理を要求する根拠は乏しいため、コンバージェンスの観点から、現行の日本基準での有価証券に限定して区分するという商品種類別の区分ではなく、IFRSsに規定される金融商品全般について区分する(この結果、測定区分としては、貸付金及び債権の区分を新設する)方法についても検討が必要と考えられる。

(4) 売却可能金融資産(その他有価証券)の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

【回答】

脚注14に記載されている、包括利益と純利益の各々の概念に基づき、両者を表示することは、会計情報の有用性から必要と考えられる。この観点からは、現行の日本基準のとおり、リサイクリングは必要なものであると思われるため、第1案のように、株式・債券ともに、現状の区分のまま見直ししないことによいと思われる。しかし、コンバージェンスの観点からは、売却可能金融資産の分類を縮小又は削除する第2案又は第3案の適否について検討をすすめることには賛成する。ただし、当該縮小又は削除を検討するにあたり、複雑性その他の影響を勘案することが必要と考えられる。

(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

【回答】

売却可能金融資産については、市場性があり売却可能であっても、保有目的は多様であり、保有目的を特定することが難しいものが存在するため、これらを公正価値で評価するが、リスクからの解放とはいえない段階で評価差額を当期損益には反映させないとする現状の取扱いにより、有用な純利益情報が提供できるものと考えられる。したがって売却可能金融資産の分類を維持することが望ましいものとする。また、このような分類には、現状どおり、有価証券が含まれるものと思われる。

その他

【回答】

現行の日本基準においては、持分有価証券については、市場価格があるかどうかにより時価評価の要否が定められているが、国際的な動向を踏まえ、市場性のない持分有価証券についての公正価値測定が会計情報の有用性の観点から必要であるかどうかを検討する必要があると考える。特に、事業投資として保有する非上場株式(子会社及び関連会社を含む)について、公正価値を測定する場合には、実務上大きな影響を及ぼすため、十分な議論が必要と考えられる。

[論点 2-2]公正価値オプション

(6) 公正価値オプションについてどのように考えますか。

【回答】

公正価値オプションの採否については、現行の区分や測定方法に起因する会計上のミスマッチを削減し、又は複雑な組込デリバティブの区分処理を緩和するため、その導入について検討を行うことには賛成する。ただし、負債について、自己のクレジット・リスクを時価で管理している状況や、時価で決済可能な状況は限定されると考えられることから、ヘッジ会計の代替手段として、会計上のミスマッチを削減する場合に限定するなど、公正価値オプションの対象範囲については、慎重に検討すべきと考える。ただし、限定的に適用される場合においても、負債の時価評価に自己のクレジット・リスクが考慮されると、信用リスクが増大すると利益が生じるというように、財務諸表利用者に資する情報を必ずしももたらさないと考えられる。よって、負債の公正価値評価に自己の信用リスクを反映させるべきか否かについては国際的動向を参考に慎重な議論が行われることが望ましい。

[論点 2-3]保有目的区分の変更

(7) 保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直すべきでしょうか。

【回答】

実務対応報告第26号は、金融市場の混乱を背景に、国際財務報告基準が改正されたことを受けて定められたものであり、「稀な場合」に限定した取扱いのため、適用されるケースは多くはないと考えられ、実際の適用によって損失の認識の遅れ等(重要な弊害)がないのであれば、国際財務報告基準の動向を踏まえて、継続の要否を検討すればよいと考える。なお、重要な弊害の有無については、実際の適用例を分析した上で、検討する方がよいと思われる。

(8) 特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。

【回答】

その他有価証券から満期保有目的の債券の振替の要件については、経営者の恣意性を排

除するため、「稀な場合」に限定すべきと考える。

[論点 2-4]減損処理の取扱い

(10) 我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

現行の日本基準における「減損」の定義がIFRSsとは異なっているため、整理が必要であると思われる。IFRSsでは、投資を回収できない場合には、減損に該当し、帳簿価額を切り下げるべきか否かは会計方針の選択の問題であるとされている。現行の日本基準では、有価証券及び債権について、直接帳簿価額を切り下げる処理を減損、直接帳簿価額を切り下げずに、引当金としての処理を評価性引当金として整理し、両者を区別しているが、IFRSs上の減損と同様の取扱いとすることを検討してはどうか。

(11) 減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

【回答】

子会社株式及び関連会社株式の取扱いについて、個別財務諸表上、事業投資と同様に、公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき取得原価をもって貸借対照表価額としていることから、減損の判定にあたっては、公正価値が著しく下落している場合に減損処理を行うのではなく、IFRSsと同じく、投資の簿価全体について減損の有無を検証し、回収可能価額(将来キャッシュ・フローの見積りに基づく使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちの高いほうの額)まで減損処理を行うことが考えられる。

また、論点整理97項(2)にあるように、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式を減損処理した場合に、連結財務諸表上、のれんを追加的に償却する取扱いについては、一律にのれんの追加的な償却を求める規定とするのではなく、株式の減損処理とのれんの減損処理との整合性を考慮して、両者の取扱いを規定することが考えられる。

(12) 減損損失後の会計処理に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

減損損失の戻入れについては、2-4(10)でコメントしたとおり、減損処理の意味や減損損失の認識要件とも合わせて検討していただきたい。具体的には、負債性証券や債権について減損処理(現行での引当金処理を含む)を行った場合の戻入を行う場合の要件について検討することが考えられる。

また、減損処理後の受取利息の認識について、現行の日本基準では、未収利息を不計上とした債権の場合には、それ以後の期間にかかる利息を計上してはならないとされているが、減損損失後の会計処理について、将来キャッシュ・フローに基づく会計処理となるように取扱いを

見直すことを検討することが望ましいと思われる。

[論点 2-5]複合金融商品の区分処理

(13) 複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

【回答】

現行の日本基準とIFRSsとは、判断基準の建付けが異なっていることから、コンバージェンスの観点からも、経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと密接に関連するかどうかに着目した方法により検討することが適当かどうか、IASBの動向も踏まえて、検討することが適当であると思われる。

現行の日本基準において、元本の毀損可能性の程度により区分処理の要否を判断することとなっているが、クレジット・デリバティブを組み込んだ複合金融商品については、現時点では、信用リスクが適切に金利に反映されていない場合もあること、また、会計処理の複雑性が増す結果となっているものと考えられることから、現行の日本基準の取扱いについての見直しの検討が考えられる。

【論点 3】ヘッジ会計

[論点 3-1]ヘッジ会計の意義

(14) ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

ヘッジ会計については、経営者の意思決定行動としてのヘッジ活動を適切に会計処理に反映するために、会計制度上容認されるべきであると考え。なお、国際的な動向において今後簡素化の方向であったとしても、公正価値ヘッジについては公正価値オプションで代替可能と考えられるが、キャッシュ・フローヘッジについては、代替する方法が想定されておらず、少なくとも、キャッシュ・フローヘッジは引続き存続する方向での検討も考えられる。

[論点 3-2]ヘッジ会計の方法

(15) ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするれば、どのような方法が適切と考えますか。

【回答】

公正価値ヘッジについては、コンバージェンスの観点からは、ヘッジ関係に応じて時価ヘッジの処理を行う等、現行の繰延ヘッジの適用について見直しを検討すべきであると思われる。

また、ヘッジ会計簡素化の観点から、公正価値ヘッジを廃止する方向で検討する場合には、経営者のヘッジ活動を適切に財務諸表に反映するために、公正価値オプションの導入を検討することが必要であると考えられる。

(16) 金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

【回答】

この点については、日本基準において、必ずしもヘッジ会計の簡素化には繋がらないかもしれないが、合成商品会計の例外について、コンバージェンスの観点からは削除すべきであると考ええる。

[論点 3-3]ヘッジ会計の簡素化の可能性

(17) ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

【回答】

現行の日本基準におけるヘッジ会計は論点3-2にあるように特例処理や振当処理が適用可能なことや非有効部分の損益処理が任意適用となっていることなどによりIFRSsと比較して、それほど複雑なものとなっていないと判断される。ただし、これらの処理の変更により今後は複雑性が増す可能性があると考えられる。

(18) ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

【回答】

- (1)文書化については、定性的な事項も含めヘッジ会計を厳格に適用するには必要であり、簡素化を目的とする議論に含めるべきではないと考える。有効性の評価方法等が、国際的動向により見直されるような場合に、文書化要件が簡素化の観点から見直しの対象となる可能性はある。
- (2)有効性については、非有効部分について損益認識とするように現行の日本基準を見直すことを前提とすれば、一定の有効性があると認められる場合に、国際的な会計基準の動向を踏まえて、ヘッジの有効性テストの簡素化を図ることも可能ではないかと考えられる。
- (3)ヘッジ指定の解除については、現行の基準では明確ではないが、経営者の恣意性が入ることから経営者の意図によるヘッジ指定の解除については、合理的な理由がある場合に限定すべきであると思われる。
- (4)部分ヘッジの取扱いについては、企業のヘッジ活動を財務諸表に反映するという観点からも認めるべきであると考ええる。

[論点 3-4]包括ヘッジ

(20) 包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

コンバージェンスの観点から、業種別（銀行、保険）の特別の取扱い等は廃止する方向で検討すべきである。

[論点 3-5]ヘッジ会計に関連する開示

(21) ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

【回答】

定量的開示について国際的な会計基準との相違が見られるため、開示の充実を検討することも適当であると思われるが、230項にもあるように、ヘッジ会計の考え方の整理が行われなければ、当該考え方に従った「開示」は検討できないため、当面の検討は不要と考える。

以 上